

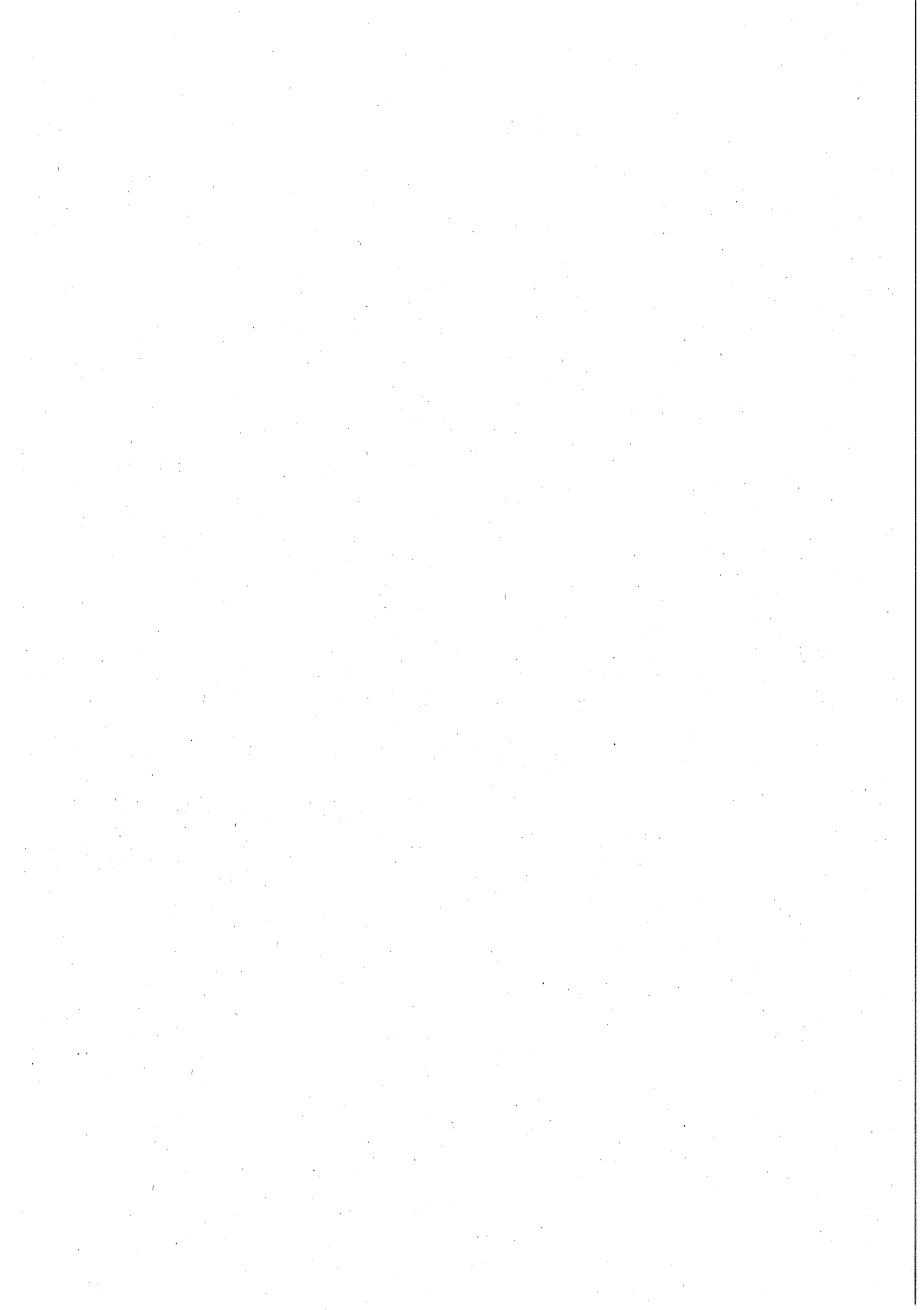
認 第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

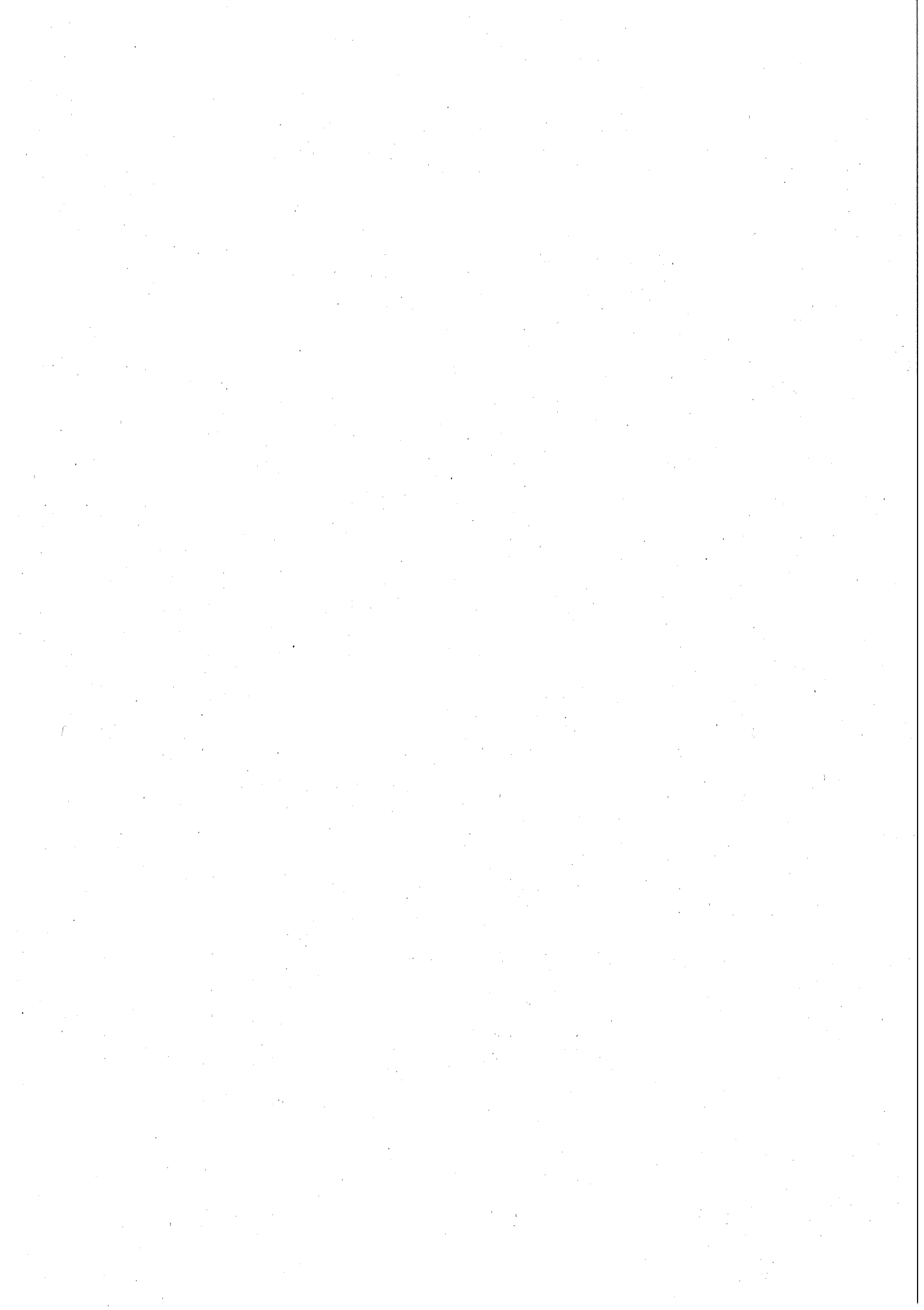


専 決 処 分 書

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

野田市長 鈴木 有



野田市条例第21号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同

条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番

号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第11条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第14条の2の4第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条の2の4第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第14条の2の4第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第14条の2の4第7項を同条第4項とする。

附則第14条の3第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第18条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第26条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「仮換地等（」を「特定仮換地等（」に、「仮換地等）」を「特定仮換地等）」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、野田市税賦課徴収条例第66条第2号アの改正規定中

「(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6, 900円

自家用 年額 10, 800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

を

「(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

に改め、同条例附則第14条の2の3の次に5条を加える改正規定（同条例附則第14条の2の3の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第14条の2の4第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中野田市税賦課徴収条例第26条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の4、第7条及び第7条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部

分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の6並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の6第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年野田市条例第21号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の野田市税賦課徴収条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に支出する地方税

法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

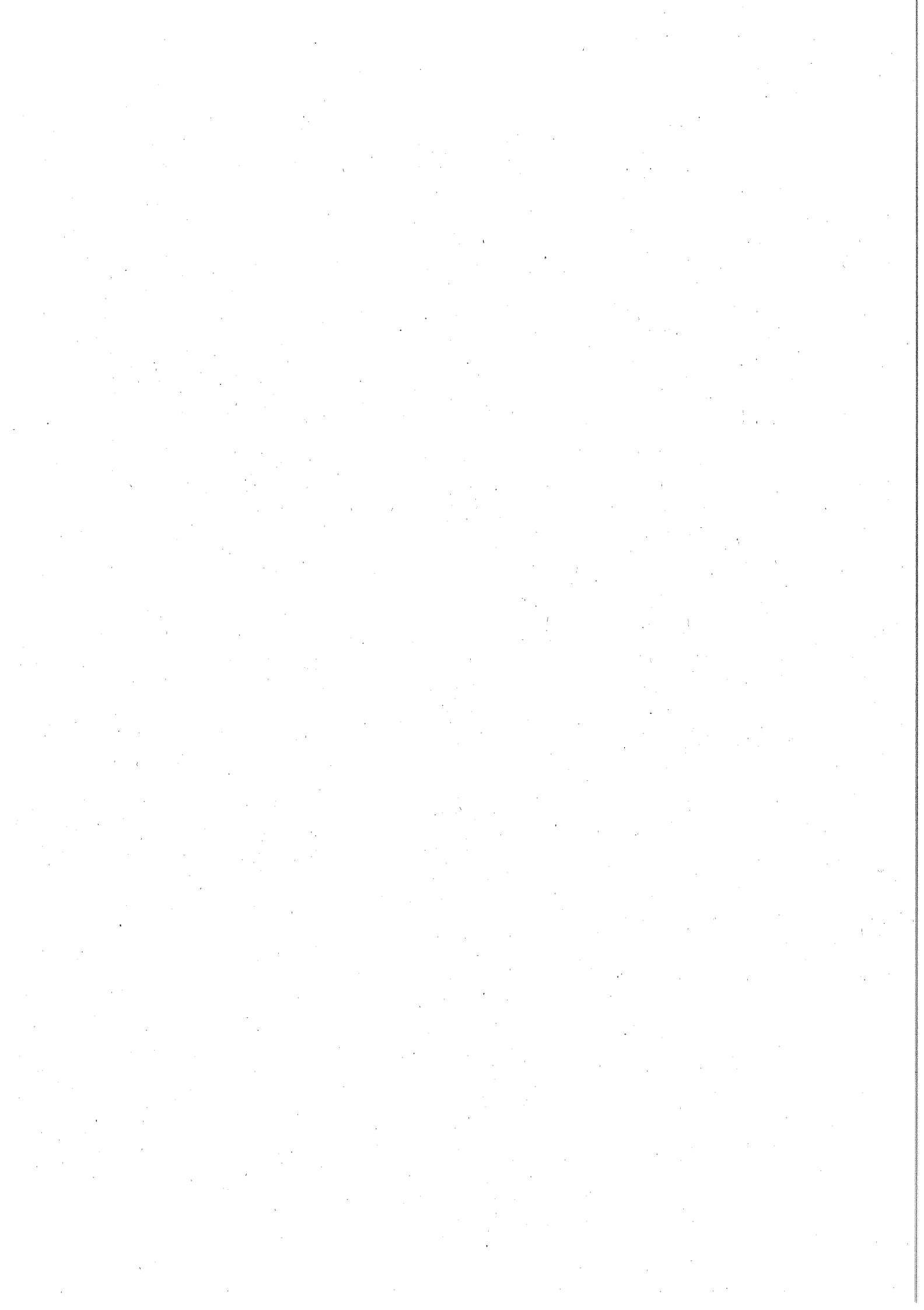
（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。



野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第2号から第5号まで、第8号及び第10号に掲げるものに関しては、主たる事務所又は事業所を千葉県内に有する法人又は団体に対するものに限る。)若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第5条の3の2 <u>平成22年度から平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (削る。)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第2号から第5号まで、第8号及び第10号に掲げるものに関しては、主たる事務所又は事業所を千葉県内に有する法人又は団体に対するものに限る。)若しくは金銭を支出した<u>場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第5条の3の2 <u>平成22年度から平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条の2第1項の規定による</u></p>

申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の4第1項、附則第14条の5第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の3第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申

3 第1項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の4第1項、附則第14条の5第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の3第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告

告の特例等)

第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出(第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項

の特例等)

第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出(第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第

の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2・3 (略)

- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2・3 (略)

- 4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

17 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 10 (略)
- 11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 (略)
- 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第 11 条の 2 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地(当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項中表以外の部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度(令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日(当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。)
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度に
(略)		

(軽自動車税の税率の特例)

第 14 条の 2 の 4 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(削る。)

(1)～(6) (略)

12 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第 11 条の 2 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地(当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項中表以外の部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度(令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日(当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。)
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度に
(略)		

(軽自動車税の税率の特例)

第 14 条の 2 の 4 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

(削る。)

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第 5 項を除く。)において同じ。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第 5 項を除く。)において同じ。)が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

(削る。)

- 4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成 30 年 4 月 1 日から平成 3

- 5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成 30 年 4 月 1 日から平成 3

1年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

1年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第26条 (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(5) (略)

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第26条 (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(5) (略)

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

○ 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成 29 年野田市条例第 1 号) (第 2 条関係)

改 正 案	現 行																																	
<p>(種別割の税率)</p> <p>第 66 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 4 輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">営業用 年額 6,900 円</p> <p style="padding-left: 2em;">自家用 年額 10,800 円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">営業用 年額 3,800 円</p> <p style="padding-left: 2em;">自家用 年額 5,000 円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 の 3 の 6 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 65 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 の 4 法附則第 30 条に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<u>が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 2 号ア</td> <td style="width: 40%;">3,900 円</td> <td style="width: 40%;">4,600 円</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号ア</td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)(i)</td> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 号ア</td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)(ii)</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> </table> <p>(削る。)</p>	第 2 号ア	3,900 円	4,600 円	(イ)			第 2 号ア	6,900 円	8,200 円	(ウ)(i)	10,800 円	12,900 円	第 2 号ア	3,800 円	4,500 円	(ウ)(ii)	5,000 円	6,000 円	<p>(種別割の税率)</p> <p>第 66 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 4 輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">営業用 年額 6,900 円</p> <p style="padding-left: 2em;">自家用 年額 10,800 円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">営業用 年額 3,800 円</p> <p style="padding-left: 2em;">自家用 年額 5,000 円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 の 3 の 6 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 65 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 14 条の 2 の 4 <u>平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 2 号ア</td> <td style="width: 40%;">3,900 円</td> <td style="width: 40%;">4,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に</p>	第 2 号ア	3,900 円	4,600 円		6,900 円	8,200 円		10,800 円	12,900 円		3,800 円	4,500 円		5,000 円	6,000 円
第 2 号ア	3,900 円	4,600 円																																
(イ)																																		
第 2 号ア	6,900 円	8,200 円																																
(ウ)(i)	10,800 円	12,900 円																																
第 2 号ア	3,800 円	4,500 円																																
(ウ)(ii)	5,000 円	6,000 円																																
第 2 号ア	3,900 円	4,600 円																																
	6,900 円	8,200 円																																
	10,800 円	12,900 円																																
	3,800 円	4,500 円																																
	5,000 円	6,000 円																																

掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(削る。)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(削る。)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア.	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

